

# 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に係る評価業務 （一財）大阪建築防災センター内の分室で開始しました。

平成 28 年 8 月 1 日  
一般財団法人大阪住宅センター

平成 27 年 7 月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が公布され、第 7 条において、建築物の販売・賃貸事業者は、省エネ性能の表示に努めなければならないと定めています。

『建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）』は、第三者機関が建築物の省エネルギー性能を評価・認証する制度で、当センターでは第三者機関として、BELSに係る評価業務を開始しました。

※『BELS（ベルス）』とは、Building-housing Energy-efficiency Labeling System(建築物省エネルギー性能表示制度)の略称で、「一般社団法人住宅性能評価・表示協会」が運用する制度です。

## 1. 業務内容

建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に係る評価及び評価書の発行

## 2. 業務区域

大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県の各全域

## 3. 業務範囲

新築及び既存の住宅（戸建住宅及び共同住宅）

## 4. 評価料金(税抜き)

	単独申請	併願申請	
		外皮基準を他の申請で評価できる場合（※1）	外皮基準及び一次エネルギー消費量を他の申請で評価できる場合（※2）
戸建住宅	30,000 円	12,000 円	6,000 円
共同住宅	別途見積りによる		

※1：設計住宅性能評価・長期優良住宅技術審査

※2：設計住宅性能評価・低炭素建築物技術審査

※3：「BELSプレート」は別料金

### 〈お問い合わせ先〉

一般財団法人 大阪住宅センター 住宅評価保険部  
同分室（大阪建築防災センター内）

☎ 06-6253-0238

☎ 06-4790-9717